

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

児童の補装具利用実態に関する調査研究

研究分担者 小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター長
研究分担者 久保 勉 心身障害児総合医療療育センター義肢装具士
研究協力者 石渡 利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究要旨

児童補装具の支給実態を明らかにするため、全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に、平成29年11月より児童の補装具支給実態調査を実施した。本年度2018年11月～2019年10月の期間、14施設より4594件の報告があった。平成29年から令和元年の2年間の調査最終結果では15施設より合計9400件の報告があった。

年齢別報告には6歳と17歳にピークが見られた。適用制度からは、総合支援法による支給が61%を占める一方で、健康保険による治療用装具の支給件数も33%を占めていた。支給された補装具の中では、姿勢保持や介助による移動を目的とすると見られる下肢装具、車椅子、座位保持装置、体幹装具の支給が大部分を占めていた。平成30年度より開始された補装具借受け制度を利用した支給事例はなかった。

A. 研究目的

障害者総合支援法の見直しの一環として、平成30年度からの補装具借受け制度の導入や、厚生労働省で実施している支援機器活用拠点の整備など、制度や政策において大きな変革が進められている中で、障害児童に対する補装具の支給実態はこれまで明らかにされていなかった。本研究は、児童を対象とした補装具の支給実態調査を実施し支給状況を明らかにする。また、補装具借受け制度の対象となる品目検討など制度改定に資する事を目的とする。

B. 研究方法

全国肢体不自由児施設運営協議会理事所属施設（18施設）を対象に調査期間は平成29年11月～令和元年10月までの2年間とし児童へ支給された補装具

の意見書記載内容を後ろ向きに調査した。児童に対しては治療用装具の支給件数も多いことから、対象を障害者総合支援法により支給された補装具に限定せず調査を実施した。

調査項目は意見書作成日、適用制度（総合支援法・健康保険・生活保護・自費など）、年齢、性別、居住地域、障害原因疾患、GMFCS準拠移動能力、交付理由、交付回数、複数同時交付理由、補装具名称、補装具処方について事前に電子調査票を配布し回答を求めた。

（倫理面への配慮）

調査に当たっては、対象児童の個人情報匿名化した。

C. 研究結果

2017年11月より児童の補装具支給実態調査を開始し、2017年11月～2018年10月は15施設、2018年11月～2019年10月14施設、合計9400件の報告があった。

(1) 性別：男児 5262名 女児 4138名

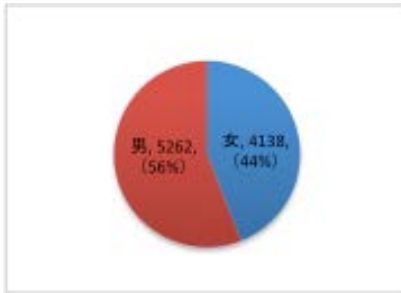


図1. 男女割合 (n=9400)

(2) 障害原因疾患

表1. 障害原因疾患分類 (n=9400)

障害原因疾患分類	人数	(%)
脳性麻痺	3902	(41.5)
その他の脳原性疾患	1686	(17.9)
骨関節疾患	1074	(11.4)
その他の先天性疾患	824	(8.8)
二分脊椎	399	(4.2)
その他	367	(3.9)
神経筋疾患	331	(3.5)
脊椎脊髄疾患	175	(1.9)
骨系統疾患	73	(0.8)
先天性多発性関節拘縮症	71	(0.8)
四肢形成不全・切断	59	(0.6)
代謝性疾患	39	(0.4)
原因不明	4	(0.0)
記載なし	396	(4.2)
合計	9400	(100.0)

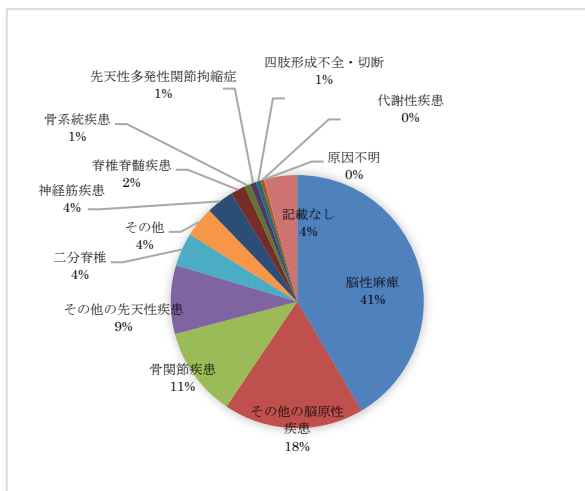


図2. 障害原因疾患割合

(4) 制度別支給件数

総合支援法 5772件、健康保険 3104件、生活保護 8件、その他 435件、記載なし 40件となった。

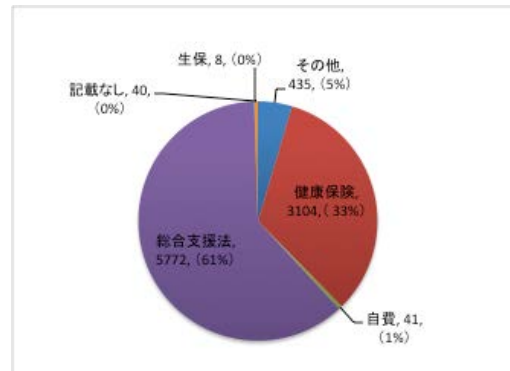


図3. 制度別割合 (n=9400)

(5) 年齢別支給件数

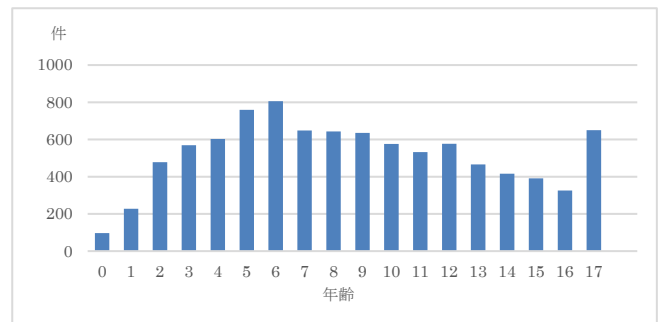


図4. 年齢別支給件数 (n=9400)

(6) 制度・年齢別支給件数

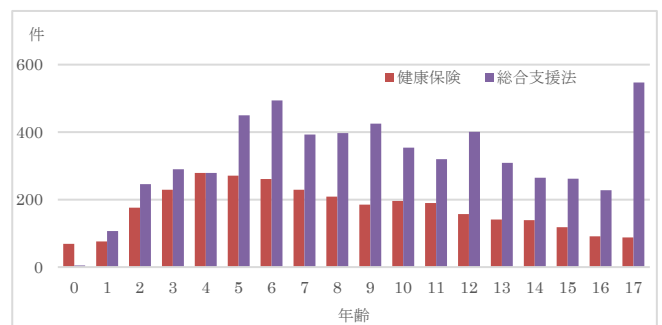


図5. 制度・年齢別支給件数 (n=8876)

(7) 補装具種目別支給状況

支給総件数 9400 件のうち短下肢装具 2281 件 24.3%、足底装具 1944 件 20.7%、車椅子 1365 件 14.5%、座位保持装置 955 件 10.2%、体幹装具 710 件 7.6%、この 5 種目で全体の 77.3%を占める。

表 2. 各施設別種目別件数

補装具種目	総件数 (%)	肢体不自由児施設所在都府県														
		香川	岡山	宮崎	山形	長野	東京	新潟	青森	静岡	千葉	大阪1	大阪2	高根	福島1	福島2
義肢	39 (0.4)	-	2	-	2	-	30	-	5	-	-	-	-	-	-	-
上肢装具	127 (1.4)	4	5	5	1	4	52	2	2	-	19	3	14	13	3	-
股装具・股外転 装具	192 (2.0)	5	14	1	-	1	101	1	22	4	6	1	16	4	9	7
骨盤帯付長下肢 装具	95 (1.0)	-	6	12	-	-	71	-	3	-	1	-	-	-	2	-
膝装具	57 (0.6)	3	2	-	1	1	18	-	13	-	-	-	6	13	-	-
長下肢装具	170 (1.8)	5	7	13	3	4	95	17	1	1	18	-	-	-	6	-
短下肢装具	2281 (24.3)	67	147	260	104	33	878	62	138	34	343	17	26	42	122	8
足底装具	1944 (20.7)	75	222	384	66	9	738	51	91	14	131	2	25	77	48	11
靴型装具	250 (2.7)	5	3	30	-	27	67	19	52	1	14	6	1	-	2	23
体幹装具	710 (7.6)	20	45	38	15	17	160	4	100	7	70	3	146	60	24	1
座位保持装置	955 (10.2)	42	103	115	46	17	336	17	45	9	143	15	9	9	33	16
座位保持椅子	18 (0.2)	-	1	6	-	-	2	1	-	-	7	-	-	-	-	1
座位保持椅子 (車載用)	255 (2.7)	15	15	9	7	8	65	12	9	1	85	1	-	4	24	-
車椅子	1365 (14.5)	55	30	96	53	76	473	42	68	39	310	23	17	9	64	10
座位保持装置付 車椅子	131 (1.4)	11	-	2	-	2	21	9	-	-	86	-	-	-	-	-
車椅子(電動)	37 (0.4)	3	5	4	1	2	9	-	3	-	3	2	-	-	4	1
座位保持装置付 車椅子(電動)	8 (0.1)	4	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-
起立保持具	57 (0.6)	-	13	-	1	1	37	-	-	-	3	2	-	-	-	-
歩行器	214 (2.3)	5	9	6	8	21	71	5	6	3	64	2	6	1	7	-
歩行補助つえ	28 (0.3)	1	-	1	1	8	14	2	-	-	1	-	-	-	-	-
特例	194 (2.1)	4	1	101	13	16	36	-	-	2	2	-	15	1	3	-
その他	81 (0.9)	-	3	26	-	-	18	4	18	1	1	5	-	1	-	4
修理	131 (1.4)	-	-	5	-	-	85	12	6	7	3	13	-	-	-	-
記載なし	61 (0.6)	2	-	1	4	-	52	-	-	1	-	1	-	-	-	-
合計	9400 (100.0)	326	633	1115	326	248	3429	261	582	124	1312	96	281	234	351	82

(8) 制度・年齢別補装具支給状況

表 3. 総合支援法・年齢別支給件数

総合支援法	年齢																	合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
義肢	-	-	-	3	2	4	4	5	3	2	1	2	1	2	-	1	1	1	32
上肢装具	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	3	3	4	3	3	4	2	5	33
股装具・股外転装具	-	-	1	1	2	5	7	6	5	2	5	1	4	2	2	2	1	3	49
骨盤帯付長下肢装具	-	-	3	1	1	3	4	5	6	2	2	2	4	-	-	-	1	1	35
膝装具	-	-	-	-	1	1	1	2	3	2	1	-	2	1	2	-	1	-	17
長下肢装具	-	-	3	4	7	2	3	4	10	10	1	8	5	8	1	2	1	1	70
短下肢装具	-	8	26	59	75	80	85	99	125	110	90	83	90	69	59	60	58	107	1283
足底装具	-	4	21	19	17	33	53	42	52	41	46	28	36	30	23	31	16	55	547
靴型装具	-	3	2	4	6	11	11	9	4	13	5	5	13	19	10	20	10	24	169
体幹装具	-	-	2	6	6	9	9	11	9	19	15	10	21	23	20	17	23	38	238
座位保持装置	3	50	84	59	44	78	79	53	40	57	39	44	51	45	37	28	23	67	881
座位保持椅子	-	-	-	1	1	1	1	2	1	1	2	-	-	1	1	-	-	3	15
座位保持椅子(車載用)	-	8	21	17	21	31	16	15	15	11	19	13	16	9	13	8	4	11	248
車椅子	1	29	53	72	51	125	129	67	57	94	70	72	100	68	60	54	45	151	1298
座位保持装置付車椅子	-	-	3	2	2	9	26	7	6	4	2	6	10	6	9	6	6	25	129
車椅子(電動)	-	-	-	-	1	-	2	-	-	1	2	2	1	2	1	8	7	7	34
座位保持装置付車椅子(電動)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	4	8
起立保持具	-	1	2	4	4	3	4	9	3	6	6	5	2	2	1	-	1	2	55
歩行器	-	1	10	22	17	22	22	13	18	13	15	13	13	6	3	2	6	9	205
歩行補助つえ	-	-	-	1	1	-	3	4	2	3	1	2	3	1	-	-	-	2	23
特例	1	2	13	9	16	15	19	14	10	20	12	11	15	5	4	5	5	10	186
その他	-	-	1	2	-	4	1	9	6	2	4	3	3	3	3	-	7	6	54
修理	-	-	1	3	4	10	9	12	12	9	10	6	6	2	11	10	6	14	125
記載なし	-	1	-	1	-	3	6	4	6	3	3	1	1	1	1	3	3	1	38
合計	5	107	246	290	279	450	494	393	397	425	354	320	401	309	265	262	228	547	5772

表 4. 健康保険・年齢別支給件数

健康保険	年齢																	合計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
義肢	1	-	1	-	-	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	7
上肢装具	4	2	2	3	4	8	7	9	4	7	6	3	6	5	6	6	3	2	87
股装具・股外転装具	26	3	4	9	13	8	12	10	13	6	8	2	3	6	4	-	1	-	128
骨盤帯付長下肢装具	-	-	1	1	5	7	8	7	6	6	3	3	5	1	1	2	-	-	56
膝装具	-	-	2	3	-	3	2	1	4	2	2	3	-	-	3	4	4	5	38
長下肢装具	2	6	3	4	4	15	6	8	11	13	5	4	3	4	3	2	-	-	93
短下肢装具	22	26	54	69	89	89	69	59	61	61	65	40	27	24	24	24	18	-	882
足底装具	10	31	86	107	119	102	125	98	76	56	63	67	50	35	42	41	22	29	1159
靴型装具	1	-	7	2	-	9	4	5	6	3	5	6	4	7	6	1	1	3	70
体幹装具	1	5	4	14	20	14	14	19	22	21	27	31	40	50	47	37	33	25	424
座位保持装置	-	2	7	7	10	4	4	5	2	4	7	3	1	2	1	-	1	-	60
座位保持椅子	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
座位保持椅子(車載用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	4
車椅子	2	-	1	7	6	8	6	2	1	1	1	1	2	2	1	-	1	3	45
座位保持装置付車椅子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
車椅子(電動)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
起立保持具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
歩行器	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
歩行補助つえ	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
その他	-	1	3	1	5	-	1	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-	19
修理	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
記載なし	-	-	1	-	2	2	-	-	2	1	3	1	2	1	1	-	-	1	17
合計	69	76	176	229	279	271	261	229	209	185	196	190	157	141	139	118	91	88	3104

・ 制度別支給上位 5 種目の年齢支給状況

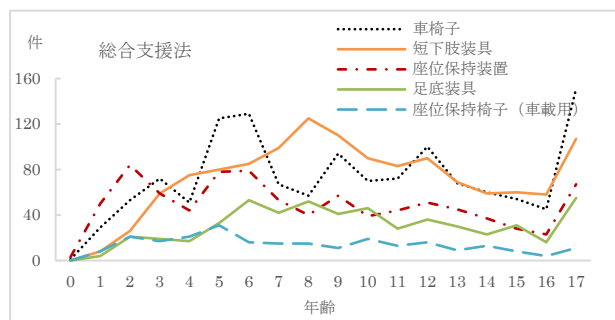


図 6. 総合支援法・年齢別支給

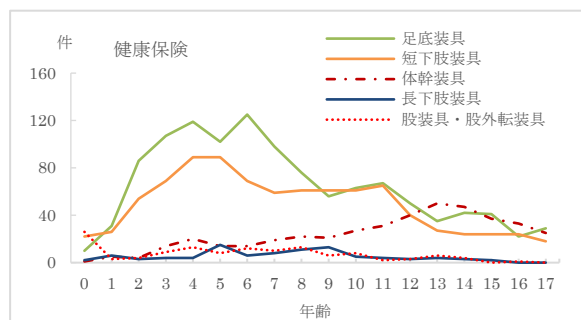


図 7. 健康保険・年齢別支給

(9) 支給上位 5 種目における GMFCS 準拠移動能力

表 5. GMFCS と補装具支給上位 5 種目

補装具種目	GMFCS				
	I	II	III	IV	V
足底装具	456	150	51	52	21
短下肢装具	180	208	238	308	308
体幹装具	80	6	15	53	161
車椅子	13	58	164	238	344
座位保持装置	12	14	44	133	397
合計	741	436	512	784	1231

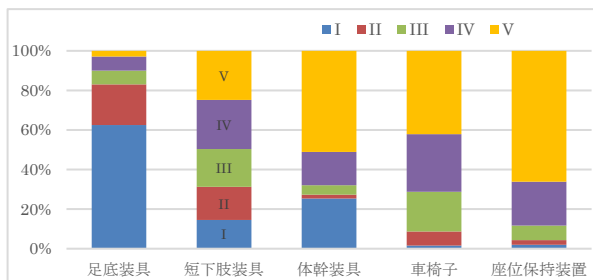


図 8. GMFCS と補装具上位 6 種目 (n=3704)

(10) 短下肢装具の種類別支給状況

表 6. 短下肢装具種類別件数

短下肢装具種類	件数	(%)
プラスチック短下肢装具(継手あり)	378	(27.8)
プラスチック短下肢装具(継手なし)	246	(18.1)
金属支柱付き短下肢装具(プラスチック製足部)	122	(9.0)
金属支柱付き短下肢装具(整形靴)	226	(16.6)
金属支柱付き短下肢装具(足部覆い)	53	(3.9)
繊維強化プラスチック製短下肢装具	26	(1.9)
その他	309	(22.7)
合計	1360	(100.0)

表 7. 短下肢装具種類別交付回数

短下肢装具種類	初回	2回目以降	成長に伴う(2回目以降)	破損のため(2回目以降)	修理	記載なし	合計
プラスチック短下肢装具(継手あり)	96	119	146	1	1	15	378
プラスチック短下肢装具(継手なし)	78	90	52	2	3	21	246
金属支柱付き短下肢装具(プラスチック製足部)	17	7	95	1	0	2	122
金属支柱付き短下肢装具(整形靴)	37	70	101	5	1	12	226
金属支柱付き短下肢装具(足部覆い)	11	17	17	0	0	8	53
繊維強化プラスチック製短下肢装具	5	11	5	0	1	4	26
その他	78	101	127	1	0	2	309
記載なし	-	-	-	-	-	921	921
合計	322	415	543	10	6	985	2281

D. 考察

1) 報告件数 9400 件の性別は男児 5262 名 (56%)、女児 4138 名 (44%) であった。障害原因疾患は脳性麻痺が 41.5%と最多で、その他の脳原性疾患 17.9%と合わせて 59.4%を占めた。

2) 補装具支給にあたっての適用制度の内訳について図 3、総合支援法による支給が 61%を占める一方で健康保険による治療用装具の支給も 33%を占めていた。児童の補装具支給においては、健康保険による治療用装具が大きな割合を占めていることが示された。

3) 支給された補装具種目、表 2 の総件数割合を見ると、短下肢装具 24.3%、足底装具 20.7%、両者で 45%を占め、車椅子 14.5%、座位保持装置 10.2%、体幹装具 7.6%。この 5 種目で支給補装具の 77.3%を占める。下肢装具に比較すると上肢装具の支給件数が極端に少なかった。これらのことから、旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが示唆された。なお、調査期間中に借受け制度を利用した補装具支給事例は報告されなかった。

4) 年齢別支給件数、図 4 では 6 歳と 17 歳にピークが見られる。制度・年齢別支給件数、図 5 では、総合支援法 6 歳、健康保険 4 歳にピークがあり、17 歳のピークは総合支援法のみで健康保険には見られなかった。それぞれのピークは就学時や小学校終了前、総合支援法では「児」から「者」への制度運用変更前の時期を反映していると考えられる。制度別補装具上位 5 種目の年齢別支給状況について、図 6, 7 を見ると総合支援法では車椅子と座位保持装置のピークは 5 歳、6 歳の小学校就学時に多く支給されている。また、小学校 3、4 年生、中学校進学時前後にピークがある。総合支援法、健康保険ともに短下肢装具、足底装具は小学校低学年に多く支給される傾向がある。体幹装具は 12 歳 13 歳がピークになる。障害者総合支援法が日常生活、社会生活を支援するための制度であり治療を目的とした健康保険制度との違いが示された。

5) 補装具支給上位 5 種目と GMFCS 準拠移動能力別支給状況を見ると重症度の高いレベルにおいても

下肢装具が支給され想定より広範囲に利用されていることが明らかになった。介助による移乗補助や変形拘縮予防の目的で利用されていると考えられる。

6) 支給件数の最も多い短下肢装具はプラスチック製（継手あり、なし）が45.9%、金属支柱付き短下肢装具（プラスチック製足部、整形靴、足部覆い）が29.5%、繊維強化プラスチック1.9%であった。プラスチック製短下肢装具（継手あり）が最も多く支給されている。繊維強化プラスチック製の短下肢装具も徐々に支給されてきている。交付回数については初回支給322件、成長や破損など2回目以降による支給の合計は968件と初回時に比べ成長対応による再製作が多くみられた。破損、修理は少なかった。

E. 結論

児童の補装具支給の年齢別変動が観察され、障害者総合支援法と健康保険それぞれの制度による特徴が明らかになった。旧肢体不自由児施設における補装具の支給状況では姿勢保持や介助による移動を目的としたものが圧倒的に多いことが明らかになり、児童特有の補装具利用状況を把握することが出来た。今後の制度の改定、設計、データベース化をしていく上での有益な情報を得ることができた。

G. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無